

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 栄町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

総農家数	農家数(戸)	436	農業就業者数	農業者数(人)	484	認定農業者	経営数(経営)	38
自給的農家数		40	女性		231	基本構想水準到達者		
販売農家数		396	40代以下		35	認定新規就農者		
主業農家数		64	※ 農林業センサスに基づいて記入。			農業参入法人		4
準主業農家数		81				集落営農経営		
副業的農家数		251				特定農業団体		
						集落営農組織		

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			樹園地	牧草畑	計
			普通畑	樹園地	牧草畑			
耕地面積	1,270	172					1,442	
経営耕地面積	1,049	52		1			1,102	
遊休農地面積	14	10					24	
農地台帳面積	1,248	222					1,470	

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 3 1 年 0 3 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	10

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,470ha	333ha	22.65%
課 題	高齢化等により農業従事者が減少しており、農地の利用を担い手に集積しているが、さらに集積を図るための担い手の確保、機構集積協力金の継続、農地中間管理事業の周知などが必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 385 ha (うち新規集積面積 52 ha)
	目標設定の考え方: 千葉県農地利用集積取組計画の平成30年度推進目標面積
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・酒直地区等町農政部局と連携し、担い手農家への集積を推進する。 ・土地改良の推進地区の会議に出席し、中間管理事業制度を説明し、集積を推進する。 ・農地利用最適化推進委員が担当地区内の農家の相談に対応し、集積を推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	3 経営体	1 経営体	1 経営体
課 題	高齢化の進展や後継者不足により地域の農業を担うものが減少しており、担い手の育成・確保を図ることが必要である。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	1 経営体
活動計画	農業委員や農地利用最適化推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行い、町農政部局と連携し、農地の確保等について新規参入者への支援を行う。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,470ha	24.1ha	1.64%
課 題	遊休農地は、谷津田や市街化区域周辺の基盤整備が不備な農地など、耕作不便の農地に集中しているが、今後は高齢化や後継者不足などを要因して広がる可能性がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.5 ha		
	目標設定の考え方:平成30年3月時点の遊休農地面積の1割を解消。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	20人	8月	10月
	農地の利用状況調査	調査方法	
		1. 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を実施する。 2. 管内を5地区に分け、農業委員と農地利用最適化推進委員を配置し調査する。 3. 調査結果を地図(航空写真)に記録し、所有者等への指導の資料を製作する。 4. 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月～3月	
その他	遊休農地の所有者等への指導、参入企業などへのあっせんなどにより、遊休農地面積の解消を目指す。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,470ha	0.1ha
課 題	山間部の農地などに残土等の不法投棄が起りやすく、農地の利用を阻害する恐れがある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	1. 農地利用最適化推進委員による見回り活動。 2. 総会時に周辺農地のパトロールを行う。 3. パンフレット配布等の広報活動を行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入